

【件名】EU域外からフランスに入国する際の自発的隔離について

1 5月19日、ル・ドリアン欧州・外務大臣はインタビューの中で、5月20日から、EU域外からフランスに入国するフランス人及びフランス滞在許可を有している外国人に対して、自発的に、14日間の自宅等における隔離を行うよう求めると述べました。

2 また同大臣は、その他、以下につき述べました。

(1) EU域外の国境閉鎖は継続する。他方、EU域内に関し、仏側からの国境閉鎖はない。コントロールがあるのみ。

(当館注：フランスの滞在許可証を有していない邦人の方は、引き続きフランスへの入国はできません)

(2) 感染症のぶり返しがなければ、6月15日から、EU域内の国境管理は全体的により緩和されるだろう。

(3) 現在までに、140の国から186,000人のフランス人が帰還した。

(4) 5月18日に発表された対Covid-19の仏独共同イニシアティブ(ヨーロッパ経済を復活させるための5,000億ユーロ計画)は、危機においてもヨーロッパは連帯できることを示す「電気ショック」である。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール：[consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp](mailto:consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp) (領事班専用)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

(了)